様式第１７（第４２条関係）（第一面から第三面まで）

|  |
| --- |
| 認定更新申請書  申請年月日　2025年10月16日    　　経済産業大臣　殿  （ふりがな）かぶしきがいしゃまーぶる  一般事業主の氏名又は名称 株式会社マーブル  （ふりがな）たむら　こういち  （法人の場合）代表者の氏名 田村　浩一  住所　〒103-0023  東京都 中央区 日本橋本町４丁目８番１４号　東京建物第３室町ビル  法人番号　2010001095739  　情報処理の促進に関する法律第２９条第１項に基づき、情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条（①第１号、②第２号）に掲げる基準による認定の更新を受けたいので、下記のとおり申請します。 |
| 記  情報処理システムの運用及び管理に関する指針に関する取組の実施状況  　(1) 企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ Home > Corporate > DXへの取り組み  　https://www.marble-corp.co.jp/company/dx.html  　はじめに  当社におけるDXへの取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　■はじめに  近年、社会全体で生活様式や働き方の多様化が加速しています。企業や個人の情報管理や伝達において、従来のアナログな手段からデジタルへの移行が急速に進んでおります。  そのような中、マーブルは新たな課題やニーズにスピード感を持って対応するため、データとデジタル技術を活かした社内DXの推進と新しいビジネスモデルの創出を目指し、経営変革を進めております。  代表取締役社長　田村　浩一  ■当社におけるDXへの取り組み  社会環境が劇的に変化する中、マーブルはデジタル技術を活用した社内DXに取り組んでいます。  そしてその取り組みを通じて得たノウハウ、高い専門性で、新たなソリューション・サービスを生み出し、お客様や社会の課題解決に貢献しています。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認に基づき当社オフィシャルページにて公表しています。 |   (2) 企業経営及び情報処理技術の活用の具体的な方策（戦略）の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ Home > Corporate > DXへの取り組み  　https://www.marble-corp.co.jp/company/dx.html  　当社におけるDXへの取り組み | | 記載内容抜粋 | ①　■当社におけるDXへの取り組み  社会環境が劇的に変化する中、マーブルはデジタル技術を活用した社内DXに取り組んでいます。  そしてその取り組みを通じて得たノウハウ、高い専門性で、新たなソリューション・サービスを生み出し、お客様や社会の課題解決に貢献しています。  具体的な取り組みとして、社内インフラ整備や人材育成、デジタル技術を活用して事業や働き方の変革を進めています。  ・事業活動のデジタル化、可視化によるデータドリブン経営  ERPの導入により、経営層がリアルタイムで経営状況を把握することが可能となり、経営改善に向けて活動できる仕組みを構築しております。また、顧客情報や営業活動のデジタル化により、営業各員の情報共有、営業活動を把握し、データ活用により、営業戦略の立案を行ってまいります。  ・HRテクノロジーによる人材活用  最適なタレントマネジメント実現のため、HRテクノロジーを導入しております。社員情報の一元化を行い、経営戦略に沿った人事施策に活用してまいります。  ・コミュニケーションツールの導入による効率向上と多様な働き方の実現  業務情報の共有、社内業務の円滑化を図るため、コミュニケーションツールを導入しております。ツール活用により、更なる業務効率化、生産性向上を実現させ、働き方改革を進めてまいります。  ・システムインテグレーション事業、ソリューションやサービスの創出について  社内DXで培った経験を活かし、ERPや各種クラウドサービスの提案、導入支援を行っています。お客様の課題解決に向けた製品・サービスの提案を行うため、デジタル化した顧客情報、社員情報（技術スキル）を活用し、当社コア事業であるシステムインテグレーションをより強固なものとしてまいります。 | | 意思決定機関の決定に基づいていることの説明 | ①　取締役会の承認に基づき当社オフィシャルページにて公表しています。 |   　　① 戦略を効果的に進めるための体制の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　推進体制と施策＞推進体制について  推進体制と施策＞人材育成 | | 記載内容抜粋 | ①　■推進体制と施策＜推進体制について＞  設問(2)に記載の各種取り組みにあたり、経営企画部が中心となり、ワーキンググループを設立して対応しております。  各グループの施策について、経営企画部にて定期的に状況把握・評価を行い、改善を行っております。  ■推進体制と施策＜人材育成＞  全社員を対象にした人材育成施策に加え、マーブルのDX施策推進に対応できるデジタル人材の育成を進めています。 |   　　② 最新の情報処理技術を活用するための環境整備の具体的方策の提示   |  |  | | --- | --- | | 戦略における記載箇所・ページ | ①　DXへの取り組み  　推進体制と施策＞インフラ整備  推進体制と施策＞研究開発 | | 記載内容抜粋 | ①　■推進体制と施策＜インフラ整備＞  デジタルツールの導入と社内業務のデジタル化を進めており、データの蓄積や見える化による社内業務の効率化や生産性向上を目指しています。  ・事業活動のデジタル化、可視化によるデータドリブン経営  ERPやSFAの導入によりデータ化された経営情報、顧客情報、営業活動の見える化により、業務効率化、経営改善に役立てております。  ・HRテクノロジーによる人材活用  タレントマネジメントシステムを導入し、社員情報を一元化することで、経営戦略に沿った人事施策に活用しています。具体的には、スキルに応じた人材配置や、各種研修（XR、IoT、AI等の先端技術）、OJTの計画/受講状況管理を行っています。また、自宅PCや社給スマートフォンから視聴可能なeラーニングの導入を進めております。  ・コミュニケーションツールの導入による効率向上と多様な働き方の実現  開発業務の効率化、生産性向上を目的とし、社員がオフィスや自宅から必要な情報にアクセスできる環境を構築しております。また、社内申請業務のペーパーレス化による業務効率化を実現しております。具体的には、全社員へのスマートフォン支給、リモートアクセス環境構築を行っております。  今後は、仮想開発環境の整備を進めるとともに、認証基盤をベースとしたゼロトラストセキュリティの推進、エンドポイントセキュリティの強化を行ってまいります。  ■推進体制と施策＜研究開発＞  デジタル技術を活用した新たな価値を創造するために、R&Dセンターを設立し、先端技術の研究開発に取り組んでいます。 |   (3) 戦略の達成状況に係る指標の決定   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 | ①　DXへの取り組み | | 公表日 | ①　2025年10月15日 | | 公表方法・公表場所・記載箇所・ページ | ①　当社ホームページ Home > Corporate > DXへの取り組み  　https://www.marble-corp.co.jp/company/dx.html  　DX推進の達成指標と活動状況 | | 記載内容抜粋 | ①　■DX推進の達成指標と活動状況  以下4点をDX推進の指標として定め、定期的なモニタリングを行ってまいります。  ・顧客情報や営業活動のデータ活用による新規顧客獲得数  ・DX技術者育成の社員比率  ・事業構造の変革と業務効率化による付加価値生産性  ・システムインテグレーション事業の売上比率 |   (4) 実務執行総括責任者による効果的な戦略の推進等を図るために必要な情報発信   |  |  | | --- | --- | | 発信日 | ①　2025年10月15日 | | 発信方法 | ①　DXへの取り組み  　当社ホームページ Home > Corporate > DXへの取り組み  　https://www.marble-corp.co.jp/company/dx.html  　はじめに | | 発信内容 | ①　■はじめに  近年、社会全体で生活様式や働き方の多様化が加速しています。企業や個人の情報管理や伝達において、従来のアナログな手段からデジタルへの移行が急速に進んでおります。  そのような中、マーブルは新たな課題やニーズにスピード感を持って対応するため、データとデジタル技術を活かした社内DXの推進と新しいビジネスモデルの創出を目指し、経営変革を進めております。  代表取締役社長　田村　浩一 |   　(5) 実務執行総括責任者が主導的な役割を果たすことによる、事業者が利用する情報処理システムにおける課題の把握   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2025年 7月頃　～　2025年 8月頃 | | 実施内容 | 「DX推進指標」を用いて課題把握を実施し、IPAの入力サイトより提出済み。 |   　(6) サイバーセキュリティに関する対策の的確な策定及び実施   |  |  | | --- | --- | | 実施時期 | 2024年 10月頃　～　継続実施中 | | 実施内容 | ・「情報セキュリティ基本方針」を2024年10月1日に制定実施しています。  URL: https://www.marble-corp.co.jp/security/  ・「情報セキュリティ基本方針」に基づき、以下の情報セキュリティ対策規程を設け、対策を実施しています。  　（１）機密情報管理規程  　（２）社内ネットワーク利用規程  　（３）セキュリティ教育・監査規程  　（４）個人情報適正管理規程  　（５）個人情報保護管理規程  　（６）特定個人情報取扱規程  ※個人情報管理については、細則も制定（運用フォーマット、マニュアル有）  ・情報セキュリティ対策規程／個人情報保護基本細則の中で監査について定め実施  ※「セキュリティ／個人情報保護監査について」を添付します。  当社では、サイバー攻撃や情報漏えいといったリスクへの対応を強化するため、CSIRT（名称：Marble-CSIRT）の運用体制を整備・強化しております。  URL: https://www.marble-corp.co.jp/topics/pdf/topics2025071401.pdf  【情報セキュリティ認定】（ISO27001）  URL：https://www.marble-corp.co.jp/company/certifications.html#ISO27001  ※以降すべての監査は、年1回、更新は、3年毎、継続して更新中  登録証番号：JQA-IM1247（エンベデッドプロダクト事業本部　エンベデッド第2事業部　第1システム部　みなとみらいオフィス）  2014年4月4日初回登録  登録証番号：JQA-IM1597（エンベデッドプロダクト事業本部　プロダクト事業部　第2開発部　池尻オフィス）  2019年3月15日初回登録  登録証番号：IS 99356（立川オフィス）  2005年11月21日初回登録  登録証番号：IS 507000（関西支社）  2007年3月13日初回登録  登録番号：JQA-IM0247（公共社会システム事業本部　情報通信第2事業部　第2システム部　横浜オフィス）  2005年6月3日初回登録  登録証番号：JQA-IM0675（ITソリューション事業本部　流通物流ソリューション事業部　第3システム部　池尻オフィス  関連事業所：大阪南森町オフィス　広島オフィス）  2009年3月13日初回登録  登録証番号：JQA-IM0269（ITソリューション事業本部　IoTソリューション事業部／流通物流ソリューション第2事業部　みなとみらいオフィス）  2005年9月9日初回登録  【プライバシーマーク取得】  認定番号：第17003038(05)号  認定年月日：2017年6月 |   （注）(1)～(3)の取組において公表先のURLを提出しない場合は次の①の書類を、(4)の取組において情報発信内容を確認できるウェブサイトのURLを提出しない場合は、次の②の書類を添付すること。また、必要に応じて③、④の書類を添付できる。  ①　(1)～(3)の取組における、公表を行っていることを明らかにする書類（公表先のウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ②　(4)の取組における、情報発信を行っていることを明らかにする書類（情報発信内容を確認できるウェブサイトの画面を印刷した書類等）  ③　(1)の取組における企業経営の方向性及び情報処理技術の活用の方向性、(2) の取組における戦略を補足説明するための書類（最新の情報処理技術の変化による影響を踏まえた観点から決定していることを説明する書類等）  ④　(5)～(6)の取組における、実施内容を補足説明するための書類 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第四面及び第五面）

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 情報処理の促進に関する法律施行規則第４１条第２号の基準による認定の更新を受けようとする場合は、以下についても記載すること。  　(1) データ連携システムの運用及び管理に関する説明   |  |  | | --- | --- | | データ連携システムの目的、概要に関する説明 |  | | データ連携システムの運用及び管理を開始した日 | 年　　月　　日 | | ガイドラインその他の機構が定める文書等の名称 |  | | 開発、運用及び管理を共同で行うことが合理的であることの説明 |  | | データ連携システムにおいてデータ流通機能及び連携サービス機能を有することの説明 |  |   (2) 利用者に対するデータの管理に関する事項の開示   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(3) データ連携システムの安全性及び信頼性の確保のために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(4) データ連携システムに接続する情報処理システムの安全性及び信頼性を確保されていることを確認するために必要な措置の継続的な実施   |  |  | | --- | --- | | 文書等の名称 |  | | 記載箇所・ページ |  | | 実施内容 |  |   　(5) 他のデータ連携システムとの相互の連携を確保するためにデータ連携システムが準拠する基準の公表   |  |  | | --- | --- | | 公表媒体（文書等）の名称 |  | | 準拠する基準に対してデータ連携システムで機能を整備していることの説明 |  |   　(6) データ連携システムに係る事業の実施に必要な経営の安定性及び経営資源の確保   |  |  | | --- | --- | | 経営の安定性の確保に関する説明 |  | | 経営資源の確保に関する説明 |  |   （注）(1)～(6)の取組においては、必要に応じて実施内容を補足説明するための書類を添付するものとする。 |

備考．用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

様式第１７（第４２条関係）（第六面）

（記載要領）

１．「申請年月日」欄は、経済産業大臣に認定更新申請書を提出する年月日を記載すること。

２．「住所」欄は、一般事業主が法人の場合にあっては、主たる事務所の所在地を記載すること。

３．一般事業主が法人の場合であって法人番号が記入されている場合は、一般事業主の氏名又は名称、代表者の氏名、住所の記載を省略することができる。

４．申請を行う類型について、該当するものの番号を○で囲むこと。

５．申請内容は正しく記載すること。認定更新後、虚偽または不正の申請を行ったことが判明した場合には、認定の取消し等所要の措置を講ずることがある。